

平成 15 事業年度

# 事業報告書

自 平成 15 年 10 月 1 日

至 平成 16 年 3 月 31 日

独立行政法人 農畜産業振興機構

# 1 業務の目的及び内容

## (1) 業務の目的

主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

## (2) 業務の内容

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

ハ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第6条第2項、第3項又は第4項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。

ロ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

ハ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

砂糖の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和26年法律第310号）の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

～ の業務に附帯する業務を行うこと。

～ の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

## 2 各事務所の所在地

### (1) 主たる事務所

本部：東京都港区麻布台二丁目2番1号

### (2) 従たる事務所

札幌事務所：北海道札幌市北三条西七丁目一番地

東京事務所：東京都中央区日本橋人形町三丁目1番17号

横浜事務所：神奈川県横浜市中区相生町六丁目113番地

名古屋事務所：愛知県名古屋市中区栄二丁目9番26号

大阪事務所：大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

神戸事務所：兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目4番18号

福岡事務所：福岡県福岡市博多区綱場町2番2号

那覇事務所：沖縄県那覇市松尾一丁目19番1号

## 3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減

### (1) 資本金の総額

35,989,915,481円

(増減なし)

### (2) 政府の出資額

35,989,915,481円

(増減なし)

#### 4 役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期

##### (1) 役員の定数

理事長：1人、副理事長：1人、理事：6人以内、監事：2人

##### (2) 各役員の氏名、役職及び任期

理事長：山本 徹（任期4年）

副理事長：菱沼 毅（任期4年）

理事（総括）：米田 実（任期2年）

理事（総括）：伊藤 元（任期2年）

理事：和田 宗利（任期2年）

理事：山口 勝朗（任期2年）

理事：小林 宏三（任期2年）

理事：津崎 勝宏（任期2年）

監事：山端 勝二（任期2年）

監事：渡部 紀之（任期2年）

#### 5 常勤職員数及びその増減

常勤職員数：227人（当初：平成15年10月1日）

227人（年度末：平成16年3月31日）

増減：0

#### 6 法人の沿革

年	できごと
昭和36年	畜産振興事業団設立
昭和40年	糖価安定事業団設立
昭和41年	日本蚕糸事業団設立
昭和51年	野菜供給安定基金設立
昭和56年	日本蚕糸事業団と糖価安定事業団を統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団設立
平成8年	畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合し、農畜産業振興事業団設立
平成15年	農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金を統合し、独立行政法人農畜産業振興機構設立（平成15年10月1日）

#### 7 根拠法

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）

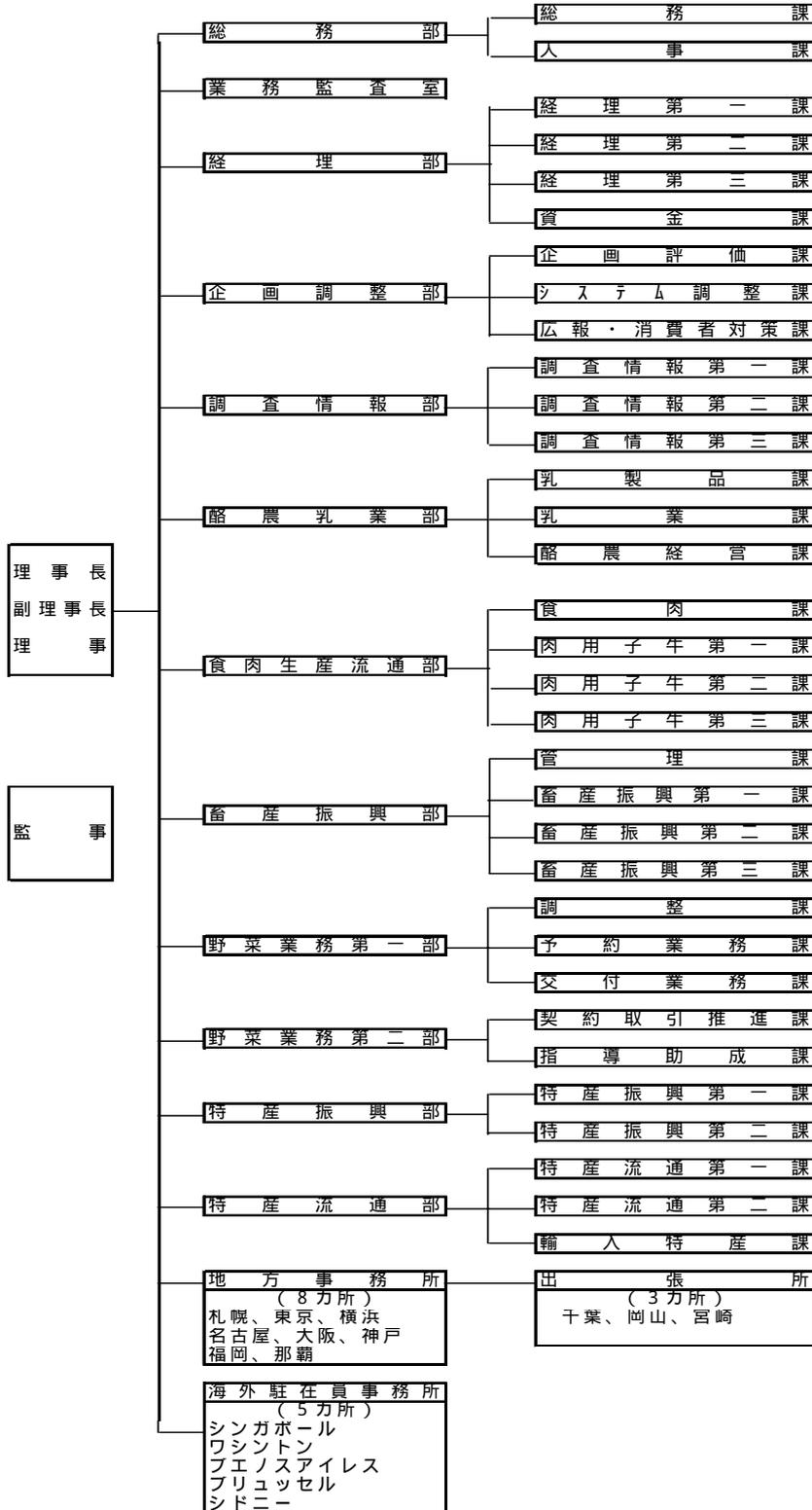
8 主務大臣

農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目ごとの実績

別添のとおり

10 法人の組織図（平成16年3月31日）



## 1.1 その他必要な事項

特になし